平成28年度第11回南関町農業委員会会議録

平成29年1月10日(火) 午後1時30分開会 南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

- 1. 開 会
- 2. 農業委員憲章朗読
- 3. 会長挨拶
- 4. 議事録署名人の指名

1番 松 本 泰 典 君 2番 荒 木 勝 治 君

5.議事

第33号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 第34号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 第35号議案 農地利用集積計画の承認について

- 6. その他
- 7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

 会長 柗村 公正 君
 副会長 竹島 久利 君

 1番 松本 泰典 君
 2番 荒木 勝治 君

 3番 釘崎眞貴子 君
 4番 矢野 房幸 君

 5番 原 靖 君
 6番 山本 精武 君

 7番 荒木 茂 君
 8番 田崎 芳憲 君

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

9番 北原 照代 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

平成28年度第11回南関町農業委員会会議録 議事の経過

-----開会 午後1時30分

1. 開 会

- **○副会長(竹島 久利君)** 起立。よろしくお願いします。ただいまから第11回の農業委員会総会を開会します。礼。
- ○事務局長(寺本 藤雄君) では、時間がまいりましたので、ただいまから開催いたします。本日、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

2. 農業委員憲章朗読

- **〇事務局長(寺本 藤雄君)** それでは、農業委員会憲章朗読を10番、竹島委員さん、よろしくお願いいたします。
- 〇10番(竹島 久利君) (農業委員憲章は省略)
- **○事務局長(寺本 藤雄君)** はい、ありがとうございました。 それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

3. 会長挨拶

○会長(柗村 公正君) 改めまして、おめでとうございます。ご家族お揃いで新年を迎えているとお喜び申し上げます。昨年を振り返ってみますと、4月の14、16の大地震が発生しました。そのあと6月に入りますと大雨で地崩れがおき、かなりあちこちで災害が発生いたしました。また、夏は猛暑ということで、稲の作柄にもちろん影響してございます。台風は来なかったものの、最後になりますと、12月26日だったですか、鳥インフルが発生しまして、熊本県、特に南関町は全国区になったようでございまして、年賀状にも「大変ですね」という添え書きがだいぶ書いてありました。今年度は、正月、三が日と穏やかな日和が続きましたので、今年こそいい一年ありたいと願ってございます。

また、暮れには宿題ということで出していて、まわっていただいたと思いますが、なかなかやっぱ会われないということで苦労された方も多いと思います。また、知らない人の名前でだいぶ古い方の名前もあったようでございますし、あちこち聞きながらしたところでございます。来年度からは転作もなくなるということでございますので、そのあたりがどうなるかまだ先行きが見えないところでございまして、仮に補助がこないことになりますと、ますます荒れる一方じゃないかと思っており

ますので、私たち農業委員と最適化推進委員さんと一緒になりまして、農地の最適 化、また荒地防止に頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いし ときます。

○事務局長(寺本 藤雄君) はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、柗村 会長にお願いいたします。

発言するときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、 携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいた します。

それでは、会長、お願いいたします。

4. 議事録署名人の指名

○議長(柗村 公正君) それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名者の指名をいたします。今回は、1番委員、松本委員と2番委員、荒木委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

5. 議事

○議長(柗村 公正君) それでは、早速審議に入りたいと思います。

第33号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第33号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から3番は同じ申請であります。受付日、平成28年12月9日、申請番号158号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

次に、4番と5番が一緒の同じ申請になります。受付日、平成28年12月20日、申請番号160号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。

第33号議案、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。 ただいまの説明に関連しまして現地調査に出向かれました委員よりの補足説明を お願いいたします。

5番委員、原委員、お願いいたします。

○5番(原 靖君) はい、5番、原です。1月6日、事務局の上田さん、そすと担当 の中河原さん、私の3名で現地に出向きました。

1番、2番、3番の譲受人の自宅の裏、○○○さんとこの裏で、非常にしっかり と手入れされてて、可能な、そのまま使われるものと思いました。

それと、4番、5番のところは、2ページのところの〇〇〇さんが工場をつくられてますが、その上のほうにありますね。現時点で栗山で、譲り受けの〇〇〇さんもこの下で栗山をつくられているみたいです。非常に手入れもしっかりされてます。たぶんそのまま〇〇〇さんが手入れをされてたような状態ですので、そのまま贈与されるものと感じます。5番も同じです。〇〇〇さんのとこの上のほうになります。そこもその畑の下のほうの栗畑も同じように非常に手入れをされてまして、同じ条件で手入れされてるというふうに見ました。何ら問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりました。ここで、ご意見、ご質問はございませんで しょうか。ありませんか。

(ありませんの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございましたら、採決に入りたいと思います。 第33号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) 異議なしと認め、33号議案は原案のとおり決定いたします。 続きまして、第34号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい て」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第34号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番ですが、権利の種類は所有権移転、受付日、平成28年12月26日、申請番号161号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は資材置場です。

次に、2番と3番は同じ申請になります。権利の種類は所有権移転、受付日、平成28年12月26日、申請番号162号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は個人住宅用地です。また、それぞれの持ち分は2分

の1ずつの共有物となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。

第34号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請3件でございます。 ただいまの説明に関連しまして現地調査に出向かれました委員様よりの補足説明 をお願いいたします。

1番委員、松本委員、お願いいたします。

○1番(松本 泰典君) はい、1番の松本です。5日に事務局の上田さん、それと地元の推進員の末竹さんと3人、現地確認、行って来ました。

現地は○○○の真横です。それで、この3人の名前が上がってますけど、夫婦と親子です。それで、親の方をこっちに引き取って一緒に生活ちゅうみたいなことを聞いております。それと、資材置場ですけど、この方は建設業をされてるみたいで、その建設関係の資材を置くちゅうみたいな話を聞いております。現地の排水関係は特に問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いしときます。

○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんか。

(ありませんの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。

第34号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) 異議なしと認め、第34号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第35号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といた します。

事務局よりの説明をお願いいたします。

〇事務局(上田 賢君) はい、第35号議案、農地利用集積の承認についてご説明をいたします。

1番、2番は同一の申請になります。利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、 土地の所在地等は記載のとおりで、合わせて1,288㎡になります。

3番、4番は同一の申請になります。利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、 土地の所在地等は記載のとおりで、合わせて2,068㎡になります。

5番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載の とおりで、614㎡です。 6番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載の とおりで、560㎡の移動になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) それでは、説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

- ○1番(松本 泰典君) 1番の松本です。この件は12月の委員会のときあがっとったっとだぶっとったい。名前が変わっ。
- ○事務局(上田 賢君) そうですね。
- ○1番(松本 泰典君) でしょ。
- ○事務局(上田 賢君) 3番、4番の案件が。
- ○1番(松本 泰典君) 変わっとっとだろ。
- ○事務局(上田 賢君) はい。当初12月の議案のほうに上げさせていただいておりましたが、譲受人の方からの申し出により取り下げになった案件が、12月の下旬に契約が行われまして、その結果、新しい今回上がっている3番と4番の方の譲受人の名前で再度議案として提出をさせていただいております。

あとの案件は、新規の案件になります。

- ○議長(柗村 公正君) ちょっとよかですか。
- ○事務局(上田 賢君) はい。
- ○議長(柗村 公正君) これについては、基盤整備する前の。
- ○事務局(上田 賢君) そうですね。基盤整備する前の土地になります。
- **〇議長(柗村 公正君)** この狭かままでいくとかなと、そのあたりはどがんなるとかな。
- **〇事務局(上田 賢君)** なので、基盤整備前に売買を行っておりまして、そのあとその面積を基に基盤整備後の図面のほうは、今のところ計画として作るような形になります。
- ○議長(柗村 公正君) ほかにございませんか。

(ありませんの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございましたら、採決に入りたいと思います。 第35号議案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

- **〇議長(柗村 公正君)** 異議なしと認め、35号議案は原案のとおり承認されました。
 - ----
- 6. その他

- ○議長(柗村 公正君) 次に、事務局よりの報告等をお願いいたします。
- ○事務局(上田 賢君) 特にございません。
- ○議長(柗村 公正君) ほかに何か皆さんからご質問ございませんか。ご意見。

(ありませんの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議 ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) ありがとうございます。

異議なしと認め、処理することにいたしました。

本日はお時間もお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、議長席を下りさせていただきます。

7. 閉 会

〇事務局長(寺本 藤雄君) はい、ありがとうございました。 では、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これをもちまして第11回の農業委員会総会を閉会 します。礼。

閉会 午後1時46分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人